

短時間労働者に対する被用者保険 の適用拡大の実施状況について

平成29年9月13日



厚生労働省年金局事業管理課

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の実施状況について

○500人以下の企業における短時間労働者に係る任意の適用拡大(平成29年4月から)

【これまでの取組】

500人以下の企業における短時間労働者の適用拡大については、労使合意に基づき、事業主の申出があって適用となるため、次の周知広報を行い、制度利用を促した。

- ・ 平成29年2月に、日本年金機構より全ての適用事業所に対して、事業主向け制度周知のリーフレットを送付。
- ・ 平成29年3月に、労使合意の手続等について示した「労使合意に基づく適用拡大Q&A集」の公表、厚生労働省HP及び日本年金機構HPの適用拡大の専用ページの更新を実施。また、日本年金機構より、全ての適用事業所に対して、一般の方向けの制度周知のリーフレットを送付。
- ・ 平成29年5月～6月に、全国312年金事務所で事業主向けに開催する算定基礎説明会の際に制度周知を実施。

任意特定適用事業所数及び被保険者となった短時間労働者数

	平成29年6月末時点
任意特定適用事業所数	1,270
被保険者となった短時間労働者数	1,742

(参考) 平成28年10月からの501人以上の企業における適用拡大の実績は以下のとおり

	平成29年6月末時点
特定適用事業所数	29,669※
被保険者となった短時間労働者数	337,930

※ 従業員500人以下の地方公共団体の事業所を含む。

(注) 数値はいずれも速報値であり、今後、変更があり得る。